

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一⑬)

政策分野名 【施策名】	農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション					担当部局名	生産局 【生産局技術普及課／農業環境対策課／畜産振興課】			
政策の概要 【施策の概要】	環境問題に対する国民の関心が高まる中、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、より環境保全効果の高い営農活動の普及を推進する。 このため、家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農業及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を拡大するための施策を行う。					政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展			
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 2. (8) ③ 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日) 第3章 第2節 1. (2) ② 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月29日改訂) III 4					政策評価実施予定時期	令和3年8月			
施策(1)	気候変動に対する緩和・適応策の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	温室効果ガスの排出を削減するための施設園芸等の省エネ対策、炭素貯留量の増加につながる取組の推進、気候変動に係る農林水産分野の適応計画の策定等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保									
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値							
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			
ア 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化	—	平成25年度 124万t-CO ₂	令和12年度	—	25万t-CO ₂	32万t-CO ₂	38万t-CO ₂	45万t-CO ₂	S↑一直	【測定指標の選定理由】 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により、温室効果ガスの排出削減を目標としていることから、これを測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「地球温暖化対策計画」において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により、2030年度までに124万t-CO ₂ の排出削減を目標としていることから、これを目標値として設定した。
				—	23万t-CO ₂	32万t-CO ₂	41万t-CO ₂	50万t-CO ₂		
	把握の方法	【施設園芸】 農林水産省生産部農業環境対策課調べ:補助事業において設置された省エネ設備導入規模及び主要メーカー開き取りの販売台数により把握 【農業機械】 新農業機械実用化促進株式会社調べ:新農業機械実用化促進株式会社による各メーカーへの販売台数の開き取りにより把握 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。								
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)における農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)目標の達成	757万t-CO ₂	平成25年度	令和12年度	—	—	708~828万t-CO ₂		F↑一他	【測定指標の選定理由】 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、土壌への堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することにより、農地等の土壌による炭素貯留(吸収)を促進することとしており、これを測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「地球温暖化対策計画」において、2030年度までに696~890万t-CO ₂ の土壌炭素貯留量(吸収量)を目標としていることから、これを目標値として設定した。	
				—	—	686万t-CO ₂	643万t-CO ₂			670万t-CO ₂
	把握の方法	地球温暖化対策及び施策の進捗状況(地球温暖化対策推進本部 公表時期未定)により把握 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。								
達成度合いの判定方法	「地球温暖化対策計画」における農地土壌炭素吸収源対策の目標値と、地球温暖化対策推進本部公表の農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)の実績値との比較によって施策の効果を把握・評価する。 達成度合(%)=(当該年度実績値)/(当該年度目標値の下限值)×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)		環境保全型農業の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		環境保全効果の高い営農活動の推進										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			
ア 全耕地面積に占める有機農業(注1)の取組面積の割合	0.4%	平成24年度	1.0%	平成30年度	—	—	0.7%	0.8%	1.0%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 「有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)」に基づき、平成26年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増させることを目標として定めていることから、これを測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1%とすることを目標としていることから、これを目標値として設定した。年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。	
	把握の方法		「国内における有機JAS(ほ場面積)」「農林水産省食料産業局食品製造課調べ」農林水産省生産局農業環境対策課調べ「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)により把握 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値)÷(当該年度目標値)×100 A+ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビュー 事業番号					
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]									
(1) 地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	—					
(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	—					
(3) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	—					
(4) 有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	—					
(5) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	—					
(6) 強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:元-3、9、11)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	—	(2)-①-ア	持続可能な農業生産を推進するために必要な施設整備等を支援する。 堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設等を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	0137					
(7) 産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:元-1、9、11、12)	5,186 の内数 (3,470 の内数)	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	—	(1)-①-ア	生産者・実需者等が一体となって省エネ対策に対応する品種・技術を活用する取組を支援することにより、温室効果ガス排出削減対策の促進に寄与する。	0145					
(8) 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 (平成29年度) (関連:元-12)	—	52 (52)	47 (47)	48	(1)-①-イ	農地・草地における温室効果ガス吸収・排出量の国連への報告(温室効果ガスイベントリ報告)に必要なデータを収集するため、農地土壌中の炭素貯留量等の調査及び温室効果ガス排出削減に資する農地管理技術の検証を行うことにより、地球温暖化対策の推進に寄与し、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。	0198					

(9) 環境保全型農業直接支払交付金 (平成23年度) (主、関連:元-12)	2,410 (2,390)	2,410 (2,404)	2,460 (2,383)	2,451	(1)-①-イ (2)-①-ア	市町村を通じて有機農業等環境保全効果の高い営農活動を支援し、有機農業の取組面積の拡大、市町村における有機農業等の推進体制の整備、さらには、環境保全型農業の推進に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。支援する取組のうち、地球温暖化防止に効果の高い営農活動については、慣行農業に比べより多くの炭素を土壌に貯留することから、農地土壌におけるCO2排出量の抑制に効果があり、政府の地球温暖化対策計画での農地土壌炭素吸収源対策によるCO2吸収量の目標の達成、さらには気候変動の緩和に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。	0199
(10) オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 (平成28年度) (主、関連:元-9)	79 (76)	99 (79)	76 (70)	-	(2)-①-ア	生産供給拠点構築支援事業では事業実施主体を協議会とし、市町村が構成員となることを要件としていることから、市町村における有機農業の推進体制の整備に貢献している。また、オーガニック・エコ農産物を生産している生産者と実需者の連携強化、生産者の販路開拓・拡大、新規就農・転換者の定着・拡大、生産供給拠点の構築等の取組を支援していることから、オーガニック・エコ農産物の国内シェア拡大につながり、これらにより、有機農業の取組面積拡大に貢献しており、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。	0200
(11) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (関連:元-3、9、11)	-	-	-	23,241 の内数	(2)-①-ア	産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援する。国産農畜産物の安定供給体制の構築や地域の将来を担う中心的経営体の育成・確保に寄与する。	新31-0006
(12) 持続的生産強化対策事業 (令和元年度) (関連:元-1、9、11、12)	-	-	-	20,165 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア	農業者等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援する。産地の持続的な生産力強化等に寄与する。 有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、有機農業者のネットワーク構築や実需者との意見交換等のオーガニックビジネス実践拠点づくり、販売戦略の企画・提案、自治体間のネットワーク構築を支援する。有機農業の取組面積の拡大に貢献しており、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。 生産者・実需者等が一体となって省エネ対策に対応する品種・技術を活用する取組を支援することにより、温室効果ガス排出削減対策の促進に寄与する。	新31-0007
(13) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 (昭和44年度)	-	-	-	-	(2)-①-ア	水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の処理施設の課税標準を1/3の額に減額の措置を行う。 より環境保全効果の高い汚水処理施設の導入を促すことにより、適切な家畜排せつ物の管理の促進に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	2,549 <-	2,586 <-	2,511 <496,272>	2,501 <388,775>			
政策の執行額[百万円]	2,493 <-	2,530 <-					

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-1,3,9,20,22)	-	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	4,740 の内数	(2)-①-ア	福島県において有機JASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与する。	復-0085

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
----	------	--